

シルバーセーフティーサポート協定

一般社団法人日本損害保険協会東北支部秋田損保会（以下「甲」という。）、一般社団法人秋田県損害保険代理業協会（以下「乙」という。）、秋田県警察（以下「丙」という。）及び秋田県（以下「丁」という。）は、高齢者の交通事故防止等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁との間において、高齢者の交通安全活動等にかかる協力体制を確立し、もって高齢者の交通事故の未然防止等を図ることを目的とする。

（活動内容等）

第2条 丙及び丁は、交通事故にかかる統計資料及び交通事故防止対策に必要な情報を甲及び乙に提供するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

甲及び乙は、上記の情報、指導及び助言に基づき、適宜、甲の会員会社及び乙の会員を通じて、保険契約者等に対し、情報の提供を行うものとする。また、高齢者標識が貼付されていない自動車に対しては標識貼付の推奨を行うものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、それぞれが実施する高齢者の交通事故防止の取組について、協力の上、連携して推進するものとする。

3 丙及び丁は、第1項の交通安全情報等のほか、高齢者の安全で安心な暮らしを支えるための情報を甲及び乙に提供するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

甲及び乙は、上記の情報、指導及び助言に基づき、適宜、甲の会員会社及び乙の会員を通じて、保険契約者等に対し、情報の提供を行うものとする。

（遵守事項）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、当該活動において知り得た個人情報について、第1条に規定する目的以外に使用してはならないものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に決定するものとする。

以上のとおり協定した証として、本協定書4通を作成し、署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 9月27日

（甲） 一般社団法人 日本損害保険協会東北支部 秋田損保会

会長

岡崎 和男



（乙） 一般社団法人 秋田県損害保険代理業協会

会長

塩田 聰



（丙） 秋田県警察

本部長

扇澤 昭宏



（丁） 秋田県

生活環境部長

田中 昌子

